

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 2 年 5 月 15 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量（空中写真測量及び数値地形図作成）
- 2 作業期間 令和 2 年 3 月 2 日から令和 2 年 11 月 9 日まで
- 3 作業地域 多久市全域、武雄市全域、嬉野市全域並びに杵島郡大町町全域、江北町全域及び白石町全域